

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会「居宅介護支援事業」介護システムに関する仕様書

※介護保険法に基づく居宅介護支援事業に対応しているシステムであること。

①システムを限定する（WINCAREのクラウド版を販売/運用・サポートできる業者）

②現行システム（WINCARE）からのデータの移行をおこなう

（旧システムからのデータ移行できる期間を明記する事）

③現社内環境（ネットワーク・導入機器）を統合して管理のできる業者

④納入時期（4月～6月）までに納入できる業者。

※一部、世界情勢や半導体不足による機器の搬入が遅延した場合、速やかに協議を行い、導入時期の再スケジュールを確認・確定させる事。

⑤居宅介護支援事業において活用できるシステムであること。

（アセスメントも含むかつ外部で使用する「スマートデバイスの導入も含む」）

外部通信に係るキャリアの提案それに係るiPad機器導入も行う事（契約はキャリアを取り扱う代理店と直とする）

⑥ハードウェア構成は以下の通りとし、クラウドシステムを使用する上で、

問題なく業務が遂行できる性能を備える事。

さらに、法人事業部門のデータを共有で管理できるファイルサーバの導入・構築をおこなう。（現状維持）

⑦介護システムに係るノートパソコン：5台「端末；請求業務もできる端末も含む」

※端末には、MS Office 2021(WORD,EXCEL,PowerPoint,Outlook)を装備しインターネット接続・メール設定を含む

⑧ファイルサーバ機：1台（法人事業部門データ共有）

⑨ファイルサーバ用、無停電原装置：1台

⑩ファイルサーバ用、データバックアップ装置

⑪プリンタ：1台

⑫iPad：3台（契約はキャリア会社と直接契約）

上記機器⑦～⑫については、最低5年間は、故障しても修理費用が別途発生しないように付帯サービスを付ける事。バックアップは、毎日自動化できる仕組みになっている事。

⑬その他、サポートに使用するリモートソフト、セキュリティソフト等必要なソフトや機器を含む事。

（現状システムからの移行も可）

【システムの導入支援、設置について】

ソフトウェアの導入支援、設置・環境設定費用及び国保連伝送ソフト設定（現在利用しているクラウド版を移行する事）。

現状システム端末及びサーバー機の資産移行（ワード文書、エクセル文書などの全データ、メールソフトとそのデータ等）も含めること。

入替後のサーバー機・クライアント機は、データ消去を行ない、リース品については、返却を納入事業者が現在の事業所内その他端末は、現状の接続（ネットワーク環境）を全てそのまま移行すること。

現行インターネット環境をそのまま使用できるよう、お気に入り（資産移行）等のデータもそのまますること。

【保守について】

介護保険ソフト及び販売店サポート費用に関しては、月額費用で提示すること。

保守対象となる業務は下記のとおりとする。

- ・介護保険システム
- ・国保連（介護請求：伝送クラウドサービス）
- ・セキュリティソフト（現状ウイルスバスターを使用；継続利用する事）

介護保険法等の法改正があった際でも、別途費用が一切発生しないように対応し、法改正等のバージョンUp作業についても、変更箇所の操作説明を分かり易く行なうこと。

【その他】

現在の本会社内ネットワーク環境を維持すること。

居宅介護支援事業以外のシステムは下記のとおり。

- ・地域包括支援センター

端末6台、プリンター1台

- ・法人事業部門

端末9台、複合機1台、プリンター1台、ファイルサーバー1台

契約リース会社については、納入事業者に一任とし、リース期間は5年間。ただし、再リースの可能性もあることを加味すること。

このほか、地域包括支援センター介護保険システム契約（仕様書）があり、発注については、ネットワーク環境の統一を図るため、同一納入事業者に依頼する。ただし、契約については2契約とする。

【提出方法】

持参もしくは郵送、メール（info@oizumishakyo.or.jp）

【見積提出】

令和5年3月10日（金）午後5時まで